

業 務 説 明 資 料

1 件 名

栄区樹林地安全管理・育成業務委託

2 履行期限

令和10年3月31日まで

3 履行場所(詳細は別紙図面参照)

- (1) 公田緑地 29,880 m²
- (2) 小菅ヶ谷緑地 839 m²
- (3) 庄戸二丁目緑地 9,188 m²
- (4) 小菅ヶ谷四丁目緑地 3,308 m²
- (5) 金井緑地 5,433 m²
- (6) 上郷・中野緑地 6,994 m²
- (7) 公田・荒井沢緑地 6,754 m²
- (8) 野七里緑地 48,014 m²
- (9) 飯島町緑地 64,955 m²

4 業務目的

横浜市では、横浜みどりアップ計画の取組の一つとして、防災・減災、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成など、樹林地に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全に最大限配慮し、愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、良好な森づくりを進めています。

本業務は港北区及び都筑区内にある樹林地の安全確保を旨とし、業務対象緑地の植生や地形の状況、目標植生や配慮事項を踏まえながら、複数年にわたって作業を継続的に実施するメリットを最大限生かし、計画的に安全かつ良好な樹林地の維持管理を行うことを目的とします。

5 本業務の特徴・要求する事項

上記の業務目的を実現するにあたっての、本業務の考え方と本市が受託者に求める事項を以下に示します。本業務を行うためには、現場責任者だけでなく、作業員一人ひとりの高い技術力と、現場の状況に合わせた作業を行うための判断能力が求められます。以下の考え方を踏まえた業務実施体制・実施方法を検討し、業務目的である『安全かつ良好な樹林地の維持管理』をより効果的・効率的に実践できるよう提案してください。

(1) 予防的な安全管理の実施

- ・横浜市内に残された樹林地の多くが住宅地や道路などに接することから、維持管理においては安全性の確保が最優先の事項となります。
- ・樹林地としての安全性を確保するため、定期的な点検を樹林地の外周全体と園路際において厳格に行ってください。点検内容は、横浜市が契約後に示す『樹林地点検マニュアル』に従うこととしますが、より隣接住宅や道路の安全が確保されるような点検の実施方法について主体的に検討し、実践してください。（点検が実施しにくい箇所における専門機器・IT技術を活用した効率的な点検手法など、従来の維持管理業務と異なる視点での提案も積極的に行ってください。）
- ・点検の結果に基づき、枯枝剪定、枯木伐採といった日常の管理作業を迅速に行ってください。また、隣接住宅や道路等の安全上のリスクを低減するため、腐朽菌の侵入や過度な成長等により倒木等の恐れのある樹木の剪定・伐採（萌芽更新含む）を予防的、計画的かつ適切に行ってください。
- ・対象地の課題を洗い出したうえで、外周点検の具体的方法、点検に基づく危険樹木の予防的管理方法及び維持管理方法について整理した樹林地外周部の安全管理計画を策定し、監督員の承認のうえ実行してください。本計画は、現地の状況の変化により随時更新することとします。
- ・法面について、その後の点検時、災害時等に、倒木や土砂崩れが生じているなどの異変を発見した場合は、監督員に確認のうえ、現地にて応急処置（立入禁止措置の実施、倒木の撤去 等）を実施してください。応急処置後の本格復旧等の対応については、原則として本市が別途行うこととしますが、監督員と本格復旧に向けた状況を適宜共有し、その後の維持管理作業に反映してください。

（２）複数樹林地の包括的な管理

- ・本業務では、栄区内の複数の樹林地について、包括的な維持管理を行います。各樹林地の状況や作業内容に応じて、優先度をつけて計画的に作業を行ってください。
- ・住宅地に隣接した外周部の草刈りや清掃など、同時期（年１回の場合は８月頃、年２回の場合は６月頃と１０月頃を目安とします。）に並行して複数樹林地での作業が求められることから、複数の班を編成して作業を行い、全体を統括して状況を把握する体制づくりを行ってください。なお、詳細は監督員と別途協議してください。
- ・事故や気象災害が発生、あるいは発生が予測される場合に、即時に状況を把握して監督員と密に連絡をとりながら応急措置を講じることのできる管理体制を構築してください。大雨や台風後には、複数樹林地において被害が想定されることから、複数の班を編成して業務対象の樹林地の被害状況の把握や簡単な応急対応を行っていただきます。平常時から、業務対象の樹林地の状況を各班が把握してください。
- ・災害時に監督員から緊急出動の指示を受けたときは、１時間程度を目安に現場に到達し、監督員等に状況を連絡するとともに、対応について協議してください。また、対象地において気象庁の発表する土砂災害警戒情報が出された場合は、監督員

の指示を待たず点検を行ってください。点検のタイミングは、事前に監督員と協議してください。

(3) 複数年作業による効果的かつ順応的な管理の実施

- ・本業務は複数年による継続した維持管理作業を想定しています。このメリットを生かして効率的かつ効果的な作業工程を組んだうえで、作業を実施してください。なお、作業工程は現地の状況を踏まえて柔軟に修正し、運用してください。
- ・各対象地では、安全性の確保のほか樹林地の特性に応じて、景観の形成、快適性の確保、生物多様性の保全等、樹林地の多様な機能が発揮できるような管理を行ってください。
- ・作業前に、『横浜市森づくりガイドライン』等を参考に、各対象地の長期的視点(3年程度)での樹林地育成計画案を作成し、監督員と協議したうえで作業を進めてください。これにあたり、必要な箇所においては動植物調査等を実施して報告書を作成、計画を適宜追加・修正してください。
- ・樹林地に手を入れることでその姿は刻々と変化していきます。作業の結果・効果を逐次検証し、必要に応じて当初の作業計画を修正しながら次の管理作業に繋げるといった順応的な管理を行ってください。
- ・特に一般利用者のいる市民の森は、都市の中にある貴重な緑地を身近に感じられる場所です。その効果を十分に発揮できるような管理を実践してください。
- ・複数年間同一業者が現地に入るメリットを生かして、近隣住民や利用者と積極的にコミュニケーションを取り、主体的に要望のフォロー等を行うことで、樹林地を身近に感じ保全についてのご理解をいただけるような、安全で良好な樹林地管理を行ってください。

6 業務概要

以下に各対象地の作業概要を記載します。記載の作業内容はあくまで目安であり、必要に応じて、監督員と協議の上、作業内容及び作業数量の変更を行ってください。

(1) 公田緑地

ア 対象面積 29,880 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地や利用者への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 2,000m²/回 2 回程度/年
- ・剪定:支障枝等を随時
- ・伐採:危険木等を随時
- ・巡視点検(定期): 3 回程度/年
- ・巡視点検(臨時): 随時
- ・応急対応:随時
- ・動植物調査:必要に応じて実施する
- ・法面調査: 3 年間のうちに 1 回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項:別紙参照

(2) 小菅ヶ谷緑地

ア 対象面積 839 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 300 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定:支障枝等を随時
- ・伐採:危険木等を随時
- ・巡視点検(定期): 3 回程度/年
- ・巡視点検(臨時): 随時
- ・応急対応: 随時
- ・動植物調査:必要に応じて実施する
- ・法面調査: 3 年間のうちに 1 回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項:別紙参照

(3) 庄戸二丁目緑地

ア 対象面積 9,188 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 1,000 m²/回 2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3 回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3 年間のうちに 1 回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(4) 小菅ヶ谷四丁目緑地

ア 対象面積 3,308 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 400 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3 回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3 年間のうちに 1 回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(5) 金井緑地

ア 対象面積 5,433 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 定例範囲はなし
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3年間のうちに1回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(6) 上郷・中野緑地

ア 対象面積 4,647 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 1,500 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3年間のうちに1回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

(7) 公田・荒井沢緑地

ア 対象面積 6,754 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地や利用者への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 250 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時

- ・法面調査：3年間のうちに1回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・動植物調査：必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

（8）野七里緑地

ア 対象面積 48,014 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 1,000 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3年間のうちに1回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

（9）飯島町緑地

ア 対象面積 64,955 m²

イ 種類 市有緑地

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈 約 2,000 m²/回 1～2 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木等を随時
- ・巡視点検(定期)：3回程度/年
- ・巡視点検(臨時)：随時
- ・応急対応：随時
- ・法面調査：3年間のうちに1回実施し、その後は必要に応じて実施する
- ・その他

オ 配慮事項：別紙参照

7 その他

- (1)業務の履行にあたっては、監督員と密な協議を行いながら進めてください。
- (2)現地作業を行うにあたっては、案内文の配布や看板の設置等、作業内容を近隣住民や地元町内会等に丁寧に周知したうえで行ってください。
- (3)本業務の対象地の施設管理者は『南部公園緑地事務所』です。
- (4)本業務の履行にあたっては施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。また道路を占有して作業を行う場合には、各所管の交通管理者(警察署)等に必要な手続きをとり、業務を履行してください。
- (5)設計図書(仕様書類、業務説明資料)、および受託者が提出する本業務の提案資料に記載のない事項は、監督員と受託者が双方に協議し、決定します。
- (6)本業務の複数年契約は、最長で3年間とします。ただし、業務の進捗・評価により2年目、3年目の契約を締結しない場合があります。
- (7)本業務を進めるにあたって、安全性や樹林地の質の向上、それにかかる費用など、メリットデメリットに関する効果検証を年に1回程度行いながら進めてください。詳細な効果検証の進め方は、監督員と調整してください。
- (8)提案内容は業務計画書に反映することを原則とし、提案の具体化等については監督員と協議の上調整してください。

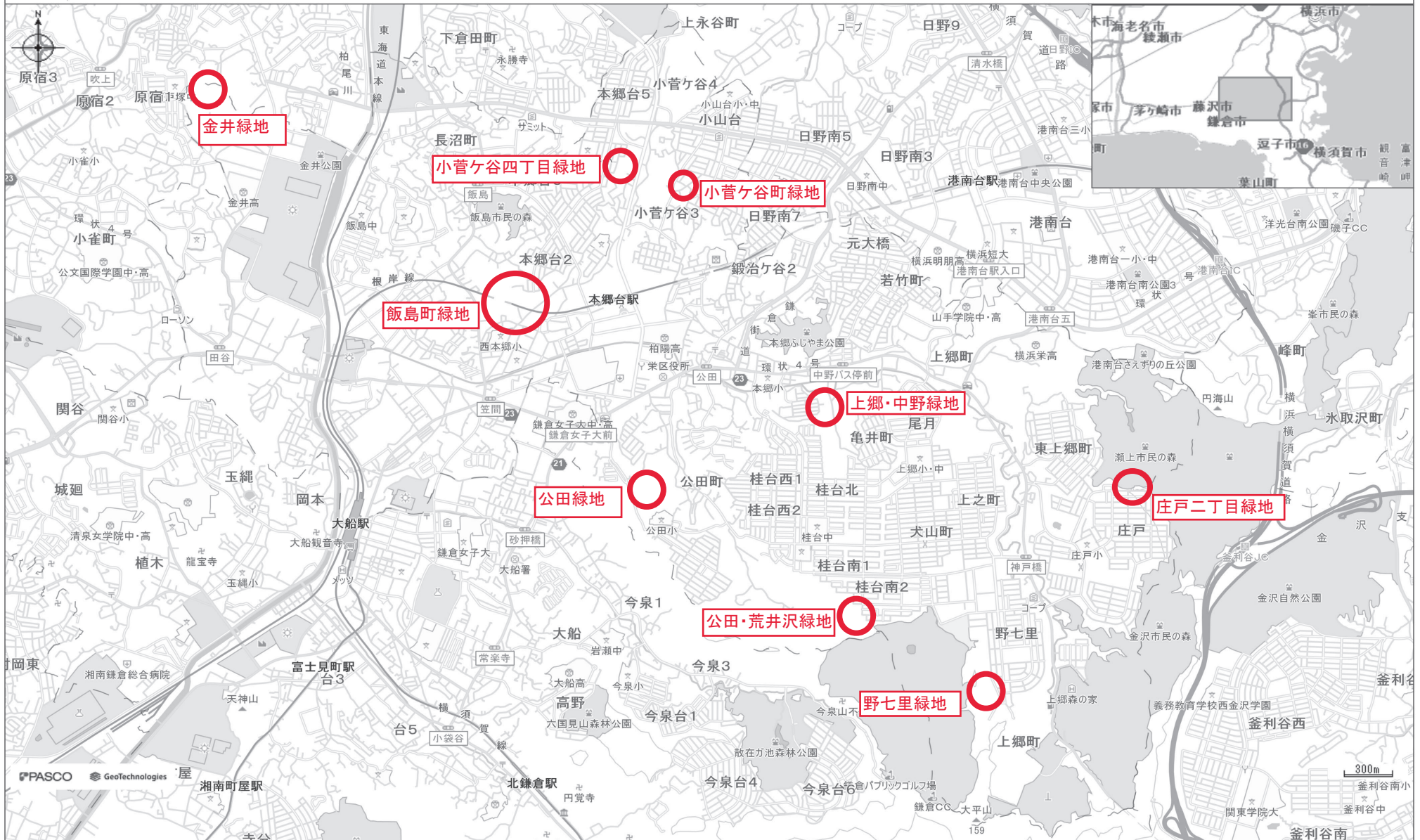
8 成果品

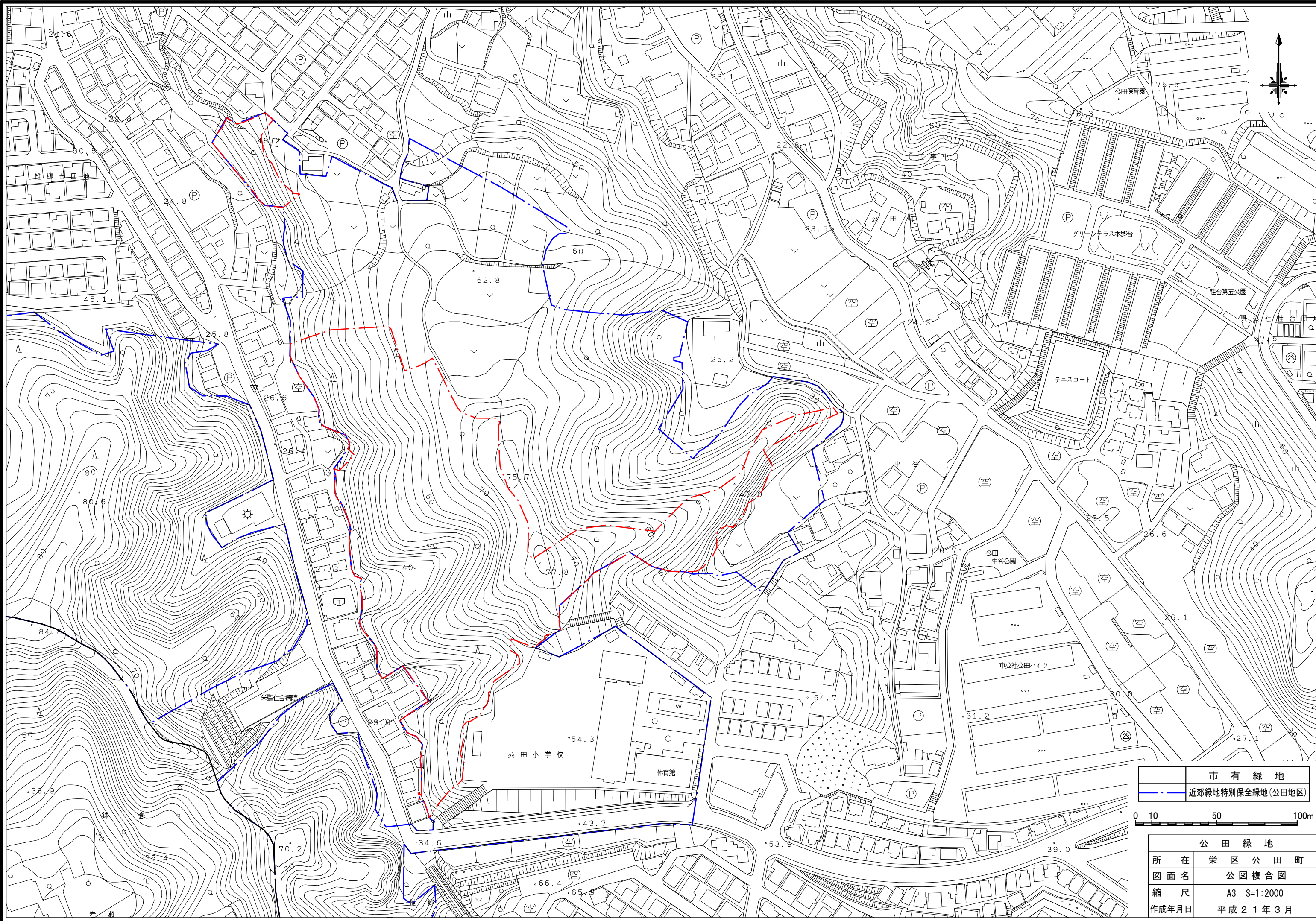
- (1)本業務完了時の提出資料として、次に示す報告書を公園緑地等維持業務共通仕様書等に基づき、履行期限までに納入して下さい。
 - ・長期的視点(3年程度)でみた樹林地の育成計画案の資料
(動植物調査を実施した場合は、動植物管理計画を含んだ内容とする)
 - ・現場作業の記録及び技術的内容のとりまとめ
 - ・巡視点検報告書
 - ・効果検証に関するとりまとめ
 - ・研修等の記録
 - ・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理業務において提出すべき資料
 - ・その他監督員との協議により必要と求めたもの。
- (2)成果品はすべて横浜市に帰属することとします。
- (3)成果品の納入先はみどり環境局北部公園緑地事務所とします。
- (4)体裁・部数
 - ・紙(ファイル綴じ)：2 部
 - ・電子データ(CD-RまたはDVD-R)：2 部
 - ・その他詳細は監督員との協議による。

◆栄区樹林地安全管理・育成業務委託 履行箇所一覧

箇所名	所在地	面積(㎡)	市民利用の有無	樹林地の特性	配慮事項
公田緑地	公田町387-1	29,880	なし	・住宅に接した擁壁上の急傾斜地 ・一部、県設置擁壁 ・2箇所に分かれる ・一部竹林	・保全管理計画なし ・接道あり、駐車スペースなし ・民有地使用許可要 ・隣接住宅、道路への草、つる、樹木越境に注意 ・一部境界柵なし
小菅ヶ谷緑地	小菅ヶ谷3丁目702	839	なし	・住宅に接した急傾斜地 ・2箇所に分かれる ・道路数があるが形態無し ・道路数があるが形態無し	・保全管理計画なし ・駐車スペースなし ・民有地使用許可要 ・隣接住宅への樹木の越境に注意 ・一部、境界柵なし
庄戸二丁目緑地	庄戸2丁目1216-327	9,188	なし	・住宅に接した傾斜地 ・瀬上市民の森に接する ・都市緑地（栄土木事務所管理） （上郷7の3号緑地、上郷8号緑地、上郷9号緑地）に接する	・保全管理計画なし ・接道なし ・接する上郷9号緑地（栄土木事務所管理）に 駐車スペース1台あり、利用可 ・隣接住宅への樹木越境に注意
小菅ヶ谷四丁目緑地	小菅ヶ谷4丁目950-1	3,308	一部あり	・道路、住宅に接した傾斜地 ・接道あり ・約2箇所に分かれる ・一部竹林	・保全管理計画なし ・駐車スペースなし ・民有地使用許可要 ・民地、道路への竹、草の越境に注意
金井緑地	金井町1424	5,433	なし	・道路、宅地に囲まれた傾斜地 ・一部、墓地に隣接	・保全管理計画なし ・駐車スペースなし ・民有地使用許可要 ・道路、墓地への草、越境枝に注意
上郷・中野緑地	中野町1058-1	6,994	なし	・住宅地に接した急傾斜地 ・2箇所に分かれる ・一部接道	・保全管理計画なし ・駐車スペースなし ・民有地使用許可要 ・民家、公道への草、越境枝に注意 ・民地沿い側溝清掃要
公田・荒井沢緑地	上郷町1724-77	6,754	なし	・住宅に接した急傾斜地 ・荒井沢市民の森に接する	・保全管理計画なし ・駐車スペースなし ・民家への越境に注意
野七里緑地	野七里2丁目1575-15	48,014	なし	・接道あり ・一部柵あり	・保全管理計画なし ・外周民有地への越境枝剪定、幅刈り要 ・駐車スペースなし
飯島町緑地	飯島町1506	64,955	なし	・JR根岸線トンネル上部の急傾斜地 ・一部、県設置擁壁 ・接道あり、民有地通行が必要なエリアあり ・一部未引継ぎ地あり（緑地保全推進課管理）	・保全管理計画なし ・一部民有地使用許可要 ・鉄道敷地や崖下民有地への落下枝等に注意 ・駐車3か所あり、うち2箇所はバッカー車等駐車可

中心地 | 横浜市区公田町 付近





	市有緑地
— — —	近郊緑地特別保全緑地(公田地区)

0 10 50 100m

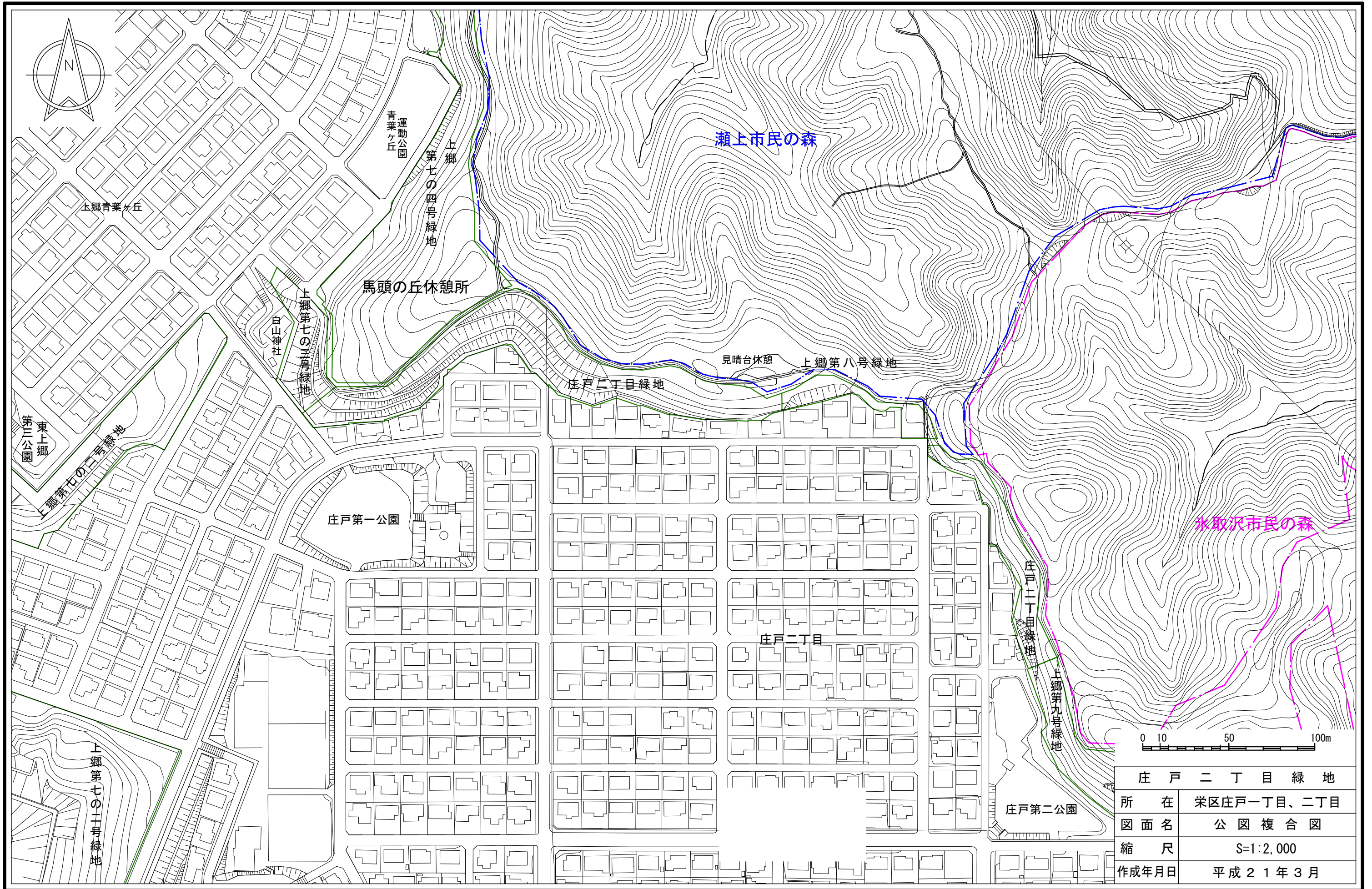
公田緑地	
所在	栄区公田町
図面名	公園複合図
縮尺	A3 S=1:2000
作成年月日	平成21年3月



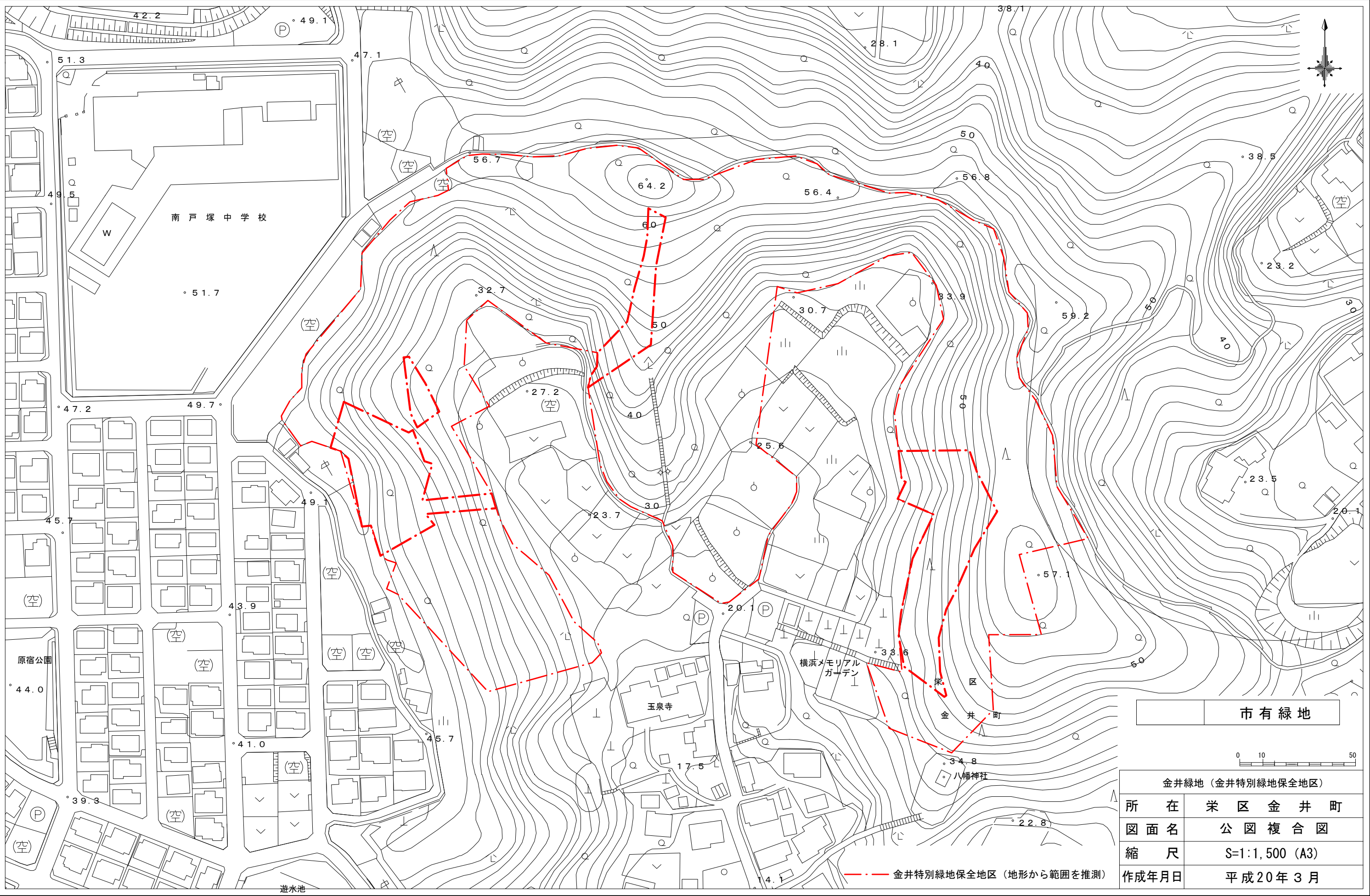
市有緑地



小菅ヶ谷緑地・小菅ヶ谷四丁目緑地	
所 在	栄区小菅ヶ谷三丁目・小菅ヶ谷四丁目
図 面 名	公 図 複 合 図
縮 尺	S=1:1,500
作成年月日	平成 2 0 年 3 月

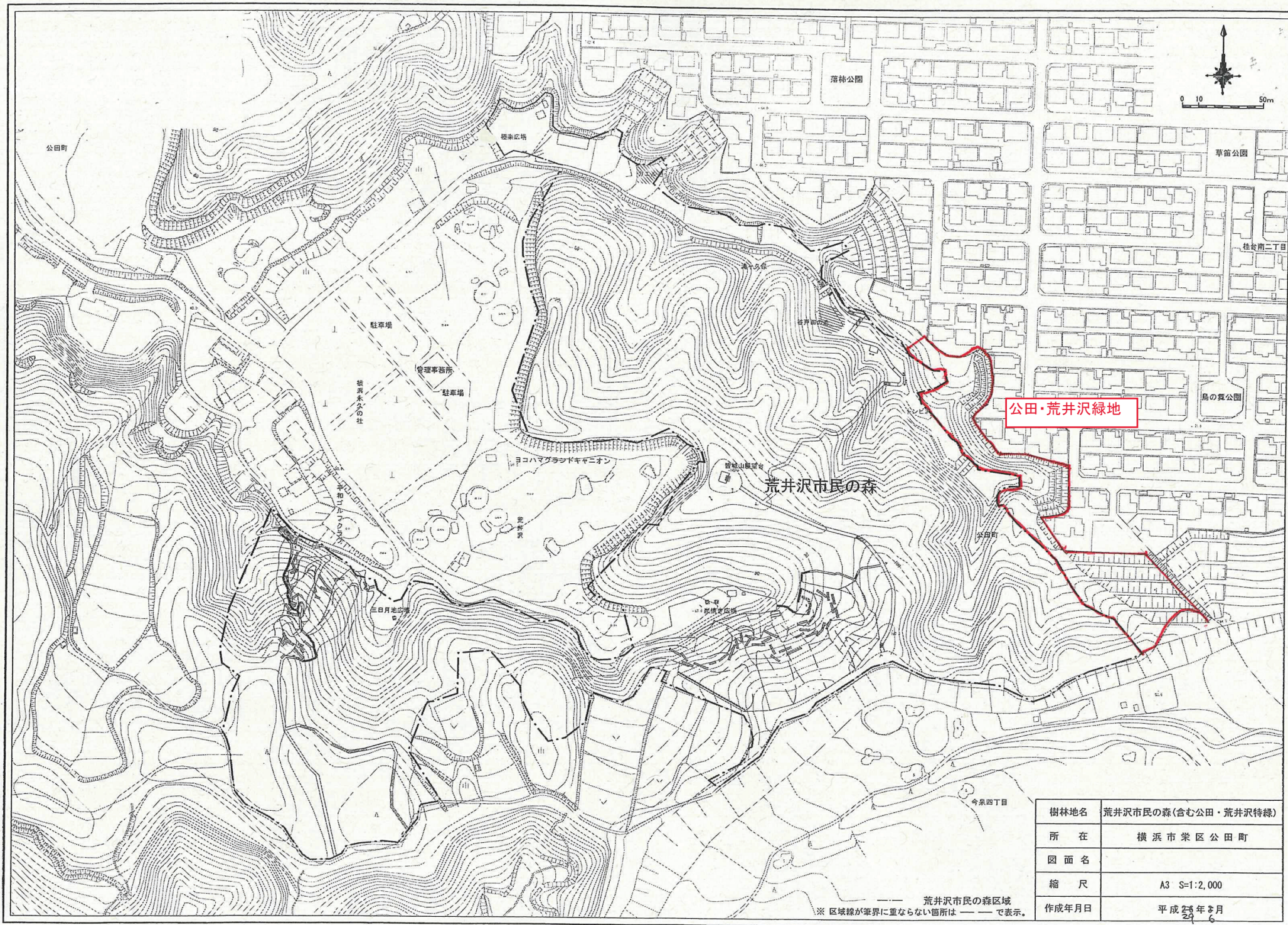


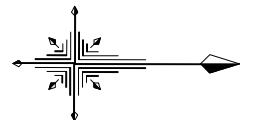
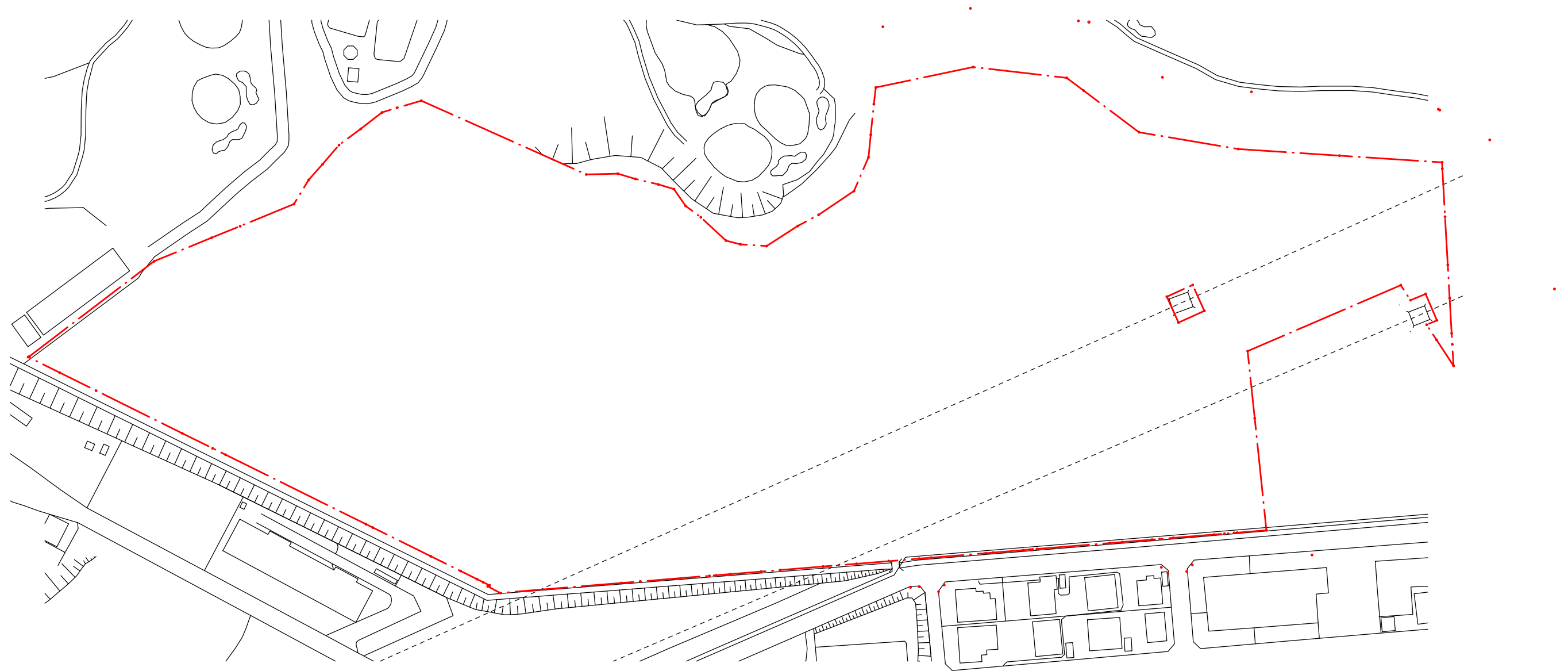
庄戸二丁目緑地	
所在	栄区庄戸一丁目、二丁目
図面名	公園複合図
縮尺	S=1:2,000
作成年月日	平成21年3月





※ 区域線が筆界に重ならない箇所は — — — で表示。

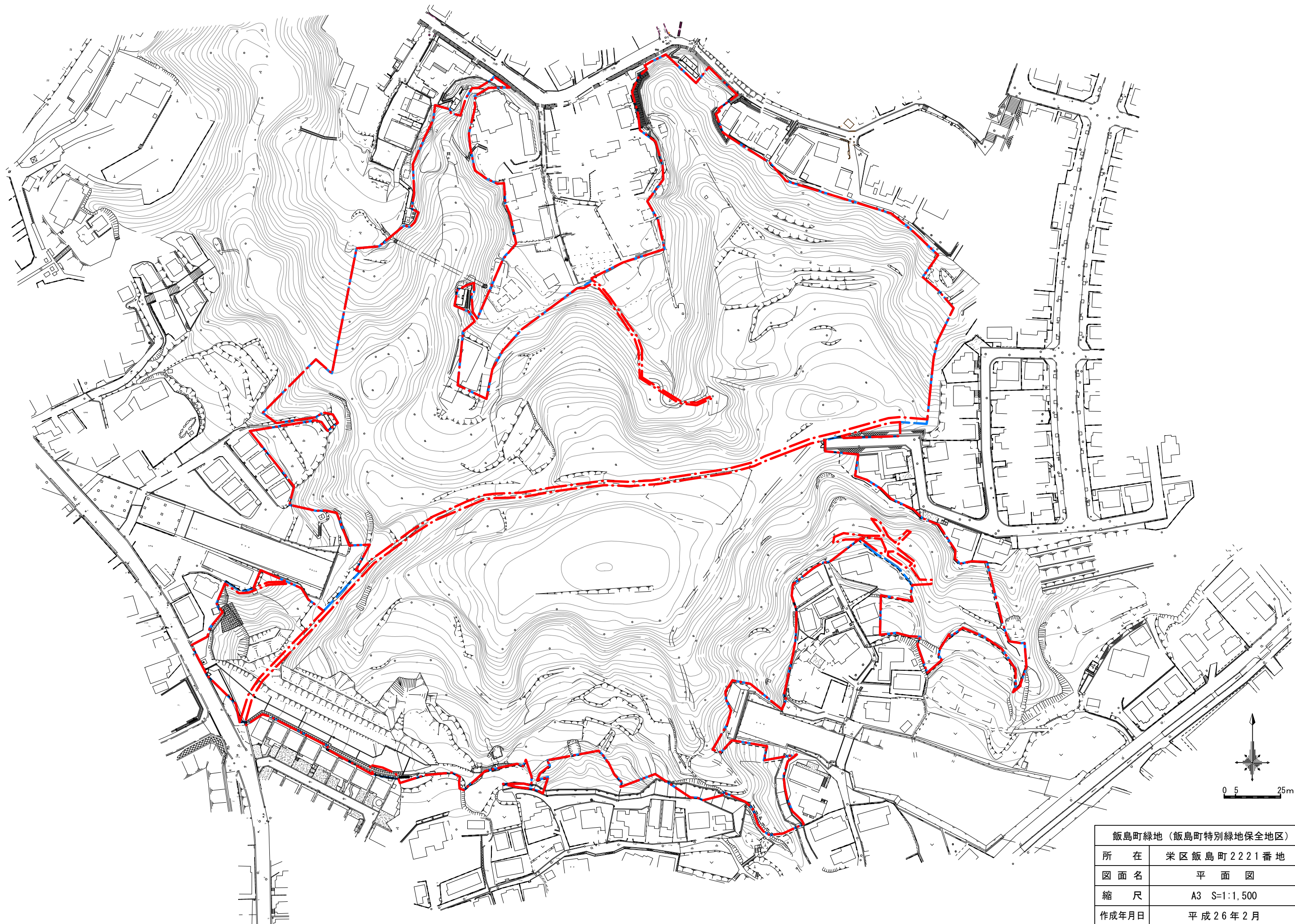




0 10 20 30m

領地名	野七里緑地（野七里特別緑地保全地区）		
所在地	栄区上郷町1575番19ほか		
図面名	平面図		
縮 尺	1:1500	年月日	平成27年6月

・本図は「横浜市建築局都市計画基本図データ」を元に作成した図面である



飯島町緑地（飯島町特別緑地保全地区）	
所 在	栄区飯島町2221番地
図面名	平面図
縮 尺	A3 S=1:1,500
作成年月日	平成26年2月